

中防不燃・粗大ごみ処理施設
整備事業計画(素案)

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

第1章	基本事項	
1	目的	1
2	基本方針及び基本コンセプト	1
3	場所	1
4	事業名	1
5	敷地条件	1
第2章	全体計画	
1	都市計画事項	2
2	設計基本条件	2
3	環境保全	3
4	災害対策	3
5	整備事業工程	3
第3章	解体計画	
1	解体対象施設	4
第4章	建築計画	
1	建築本体	5
2	建築物外観	5
第5章	プラント計画	
1	受入・貯留搬出設備	6
2	プラント設備	6
3	その他設備	6
図-1	中央防波堤内側埋立地内敷地図	7
図-2	ごみ収集車両の主な走行ルート図	8
図-3	搬出車両等の走行ルート図	9
図-4	構内動線の走行ルート図	10
図-5	外観イメージ図	11

第 1 章 基本事項

- | | |
|-----------------|---|
| 1 目的 | 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業は、「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 2 月改定）に基づき施設整備を実施するものであり、実施にあたっては、「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業計画」（以下「整備事業計画」という。）で基本的な事項を定め適切な事業展開を図るものとする。
また、本整備事業計画は、環境影響評価手続に必要な基本的な事項を定めるものである。 |
| 2 基本方針及び基本コンセプト | 本整備事業計画における基本方針及び基本コンセプトは以下のとおりとする。

(1) 基本方針
① 効率的で安定したごみ処理
年間を通して常に安定したごみ処理能力を確保した施設とし、安全で効率的な中間処理を図っていく。
② 最終処分量の削減
ごみ処理過程での選別精度を向上させ、資源や不燃ごみ・粗大ごみ処理残さの可燃分を可能な限り回収することで、最終処分量の削減を図る。
③ 環境保全への配慮
周辺環境に配慮し、作業エリアと設備をすべて屋内にすることで周辺への環境負荷を極力抑える。

(2) 基本コンセプト
基本方針を基に以下のとおり基本コンセプトを定める。

「周辺環境に配慮し、循環型社会の形成に貢献する施設」 |
| 3 場所 | 東京都江東区青海二丁目地先（中央防波堤内側埋立地内） |
| 4 事業名 | 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業 |
| 5 敷地条件 | (1) 敷地
「図－1 中央防波堤内側埋立地内敷地図」のとおりとする。
① 形状 東西約 500m、南北約 400m
② 地盤面 A.P. +約 6.17m

(2) 面積
約 85,700 m ² （中防不燃ごみ処理センター）
「図－1 中央防波堤内側埋立地内敷地図」のとおりとする。 |

第 2 章 全体計画

1 都市計画事項

中央防波堤内側埋立地における都市計画区域は市街化調整区域であり、当該区域は、現在帰属が確定しておらず、中央防波堤内側埋立地における事務処理は暫定的に江東区にて処理している。現在の都市計画は表－1 のとおりである。

表－1 都市計画

都市計画区域	市街化調整区域	
地域地区	用途地域	指定なし
	建ぺい率・容積率	60%・300%
	防火地域	指定なし
	高度地区	指定なし
	日影規制	なし
都市施設	ごみ処理ごみ焼却場	

2 設計基本条件

- (1) 処理対象ごみ
不燃ごみ・粗大ごみとする。
- (2) 処理後の鉄・アルミ・不燃物・可燃物
鉄・アルミは可能な限り回収し、売却する。
不燃物は引続き埋立処分場へ搬出する。
可燃物は埋立処分量の減量化を図るため、清掃工場にて焼却する。
- (3) 純度・回収率
処理後の鉄・アルミ・不燃物・可燃物の純度・回収率は表－2 のとおりとする。

表－2 純度・回収率

純度・回収率		
種類	純度（保証値）	回収率（目標値）
鉄	95%以上	90%以上
アルミ	85%以上	60%以上
不燃物	90%以上	70%以上
可燃物	75%以上	60%以上

- (4) 処理能力
70 t/時間（35 t/時間×2系統）
- (5) 施設運営条件
稼働日は、補修期間、日曜及び年末年始を除き原則6時間/日運転とする。
- (6) ごみの搬入条件
 - ① 主な走行ルート
「図－2 ごみ収集車両の主な走行ルート図」のとおりとする。
 - ② 搬入車両台数
約369台/日（週6日搬入）

③ 搬入量
約420トン/日（週6日搬入）

(7) 中防からの搬出条件

① 主な走行ルート

「図-3 搬出車両等の走行ルート図」のとおりとする。

② 搬出車両台数

約142台/日（週6日搬出）

(8) 構内動線

「図-4 構内動線の走行ルート図」のとおりとする。

3 環境保全

(1) 大気汚染防止

「大気汚染防止法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）による。

(2) 水質汚濁防止

「下水道法」及び「東京都下水道条例」による。

(3) 悪臭防止

「悪臭防止法」及び「環境確保条例」による。

(4) 騒音防止

「騒音規制法」及び「環境確保条例」による。

(5) 振動防止

「振動規制法」及び「環境確保条例」による。

(6) その他 関係法令による。

4 災害対策

災害対策については、「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」に基づき、以下のとおり取り組むこととする。

(1) 廃棄物処理施設の強靱化

① 建築物等の耐震性の確保

② 震災発生後の迅速な再稼働に係る電力の確保

③ 緊急停止（インターロック）、都市ガスの導入及び薬剤等の備蓄

5 整備事業工程

整備工事の期間は、平成34年度から平成39年度の間60か月とする。工事期間のうち、第Ⅰ期工事を平成34年度から平成38年度の間48か月とし、新施設の工事を完了させ稼働させる。その後、第Ⅱ期工事として、第二プラント側のヤードの屋根を解体し、新たに屋根及び壁の設置工事を平成38年度から平成39年度の間12か月で行う。

なお、既存の中防不燃ごみ処理センター第二プラント及び粗大ごみ破砕処理施設を操業しながら工事を行う。

第3章 解体計画

1 解体対象施設

解体対象の施設は、計量設備、受入貯留ヤード、汚水処理施設及び中防不燃ごみ処理センター第一プラント側の建屋等とする。なお、中防不燃ごみ処理センター第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設は、新施設の稼働後、災害発生時のごみ処理に備えるため、既存のとおりとする。

- (1) 計量設備
区収不燃ごみ受付ゲート、持込ゲート、売却ゲート
- (2) 受入貯留ヤード
地上2階
建築面積 約 24,500 m² 延べ面積 約 24,600 m²
- (3) 汚水処理施設
汚水処理棟、汚水処理設備
- (4) 中防不燃ごみ処理センター第一プラント側の建屋等
第一プラント選別棟、倉庫棟、危険物庫、修理棟、アルミ搬送設備棟、アルミ圧縮成型及び貯留棟

第4章 建築計画

1 建築本体

建築本体の主要な施設は、受入ヤード、破碎設備棟、選別・搬出設備棟及びその他付属施設とする。

- (1) 受入ヤード
受入ヤードは2階建とし、ヤード全体を屋内とする。
ごみの受入容量は3日分以上を確保する。
- (2) 破碎設備棟
破碎設備、蒸気防爆設備等を屋内に設置する。
- (3) 選別・搬出設備棟
管理諸室、集じん・脱臭設備、搬出貯留設備、汚水処理設備等を屋内に設置する。
- (4) その他付属施設
計量棟、待機所、給油所等を新たに設置する。

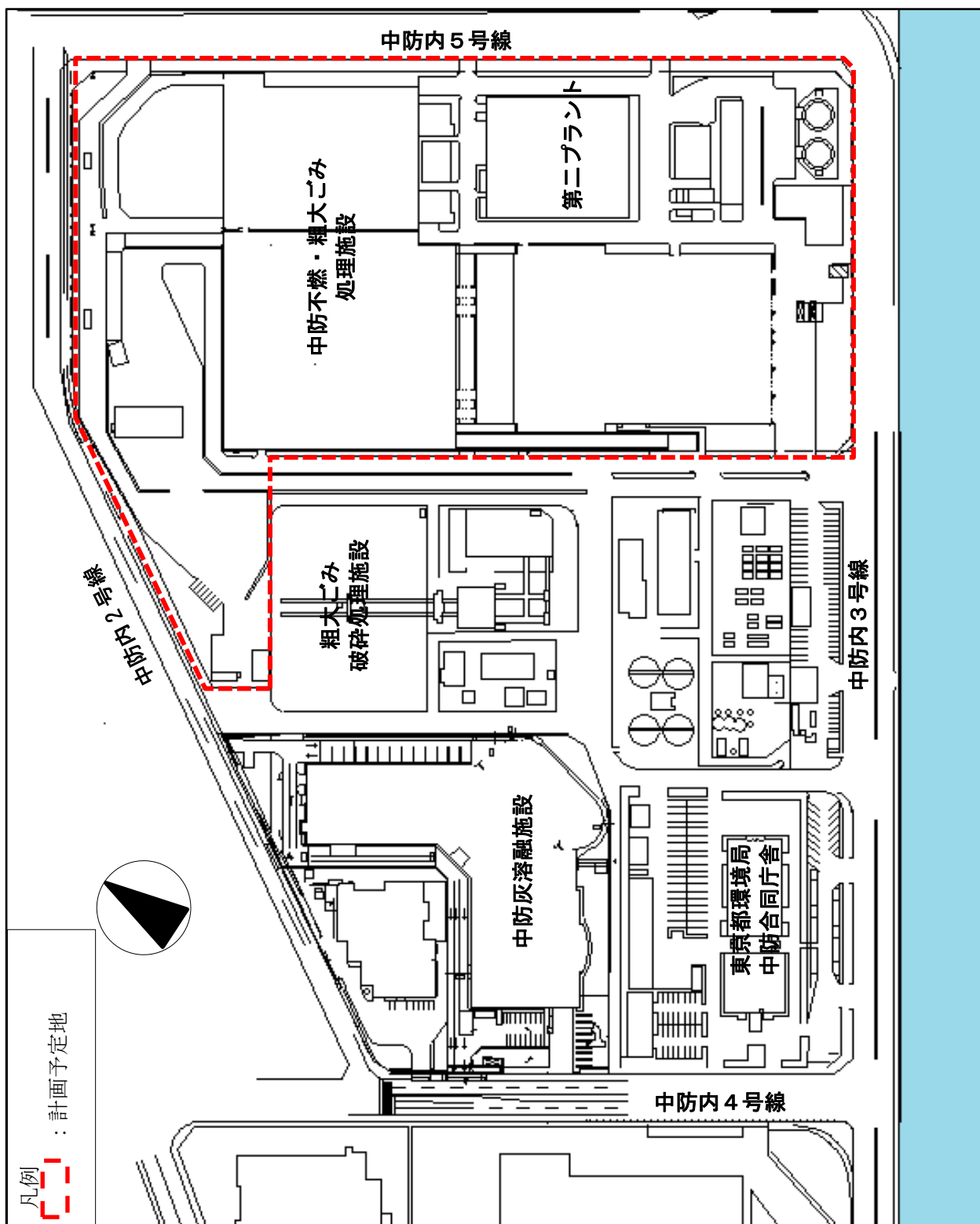
2 建築物外観

建築物の外観は基本方針及び基本コンセプトに基づき、周辺環境との調和を図るため施設規模、意匠・色彩等を考慮し以下の特徴を持たせる。
「図-5 外観イメージ図」のとおりとする。

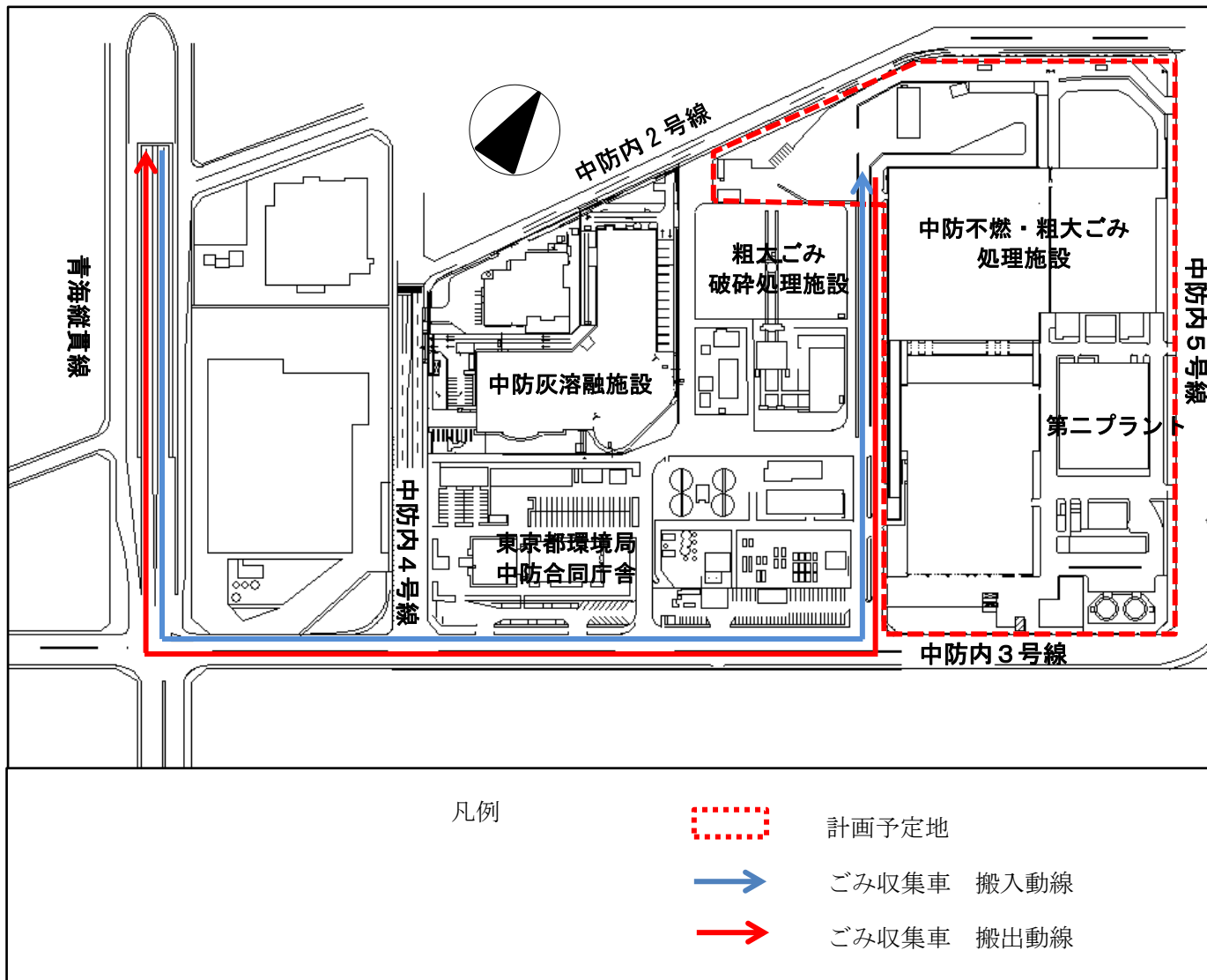
- (1) 建築物外観
長大で単調な壁面を避け、周辺環境と調和した色彩とする。
- (2) 建物緑化
建築物の色彩との組み合わせにより、周辺環境と一体性を持たせた緑化とする。

第5章 プラント計画

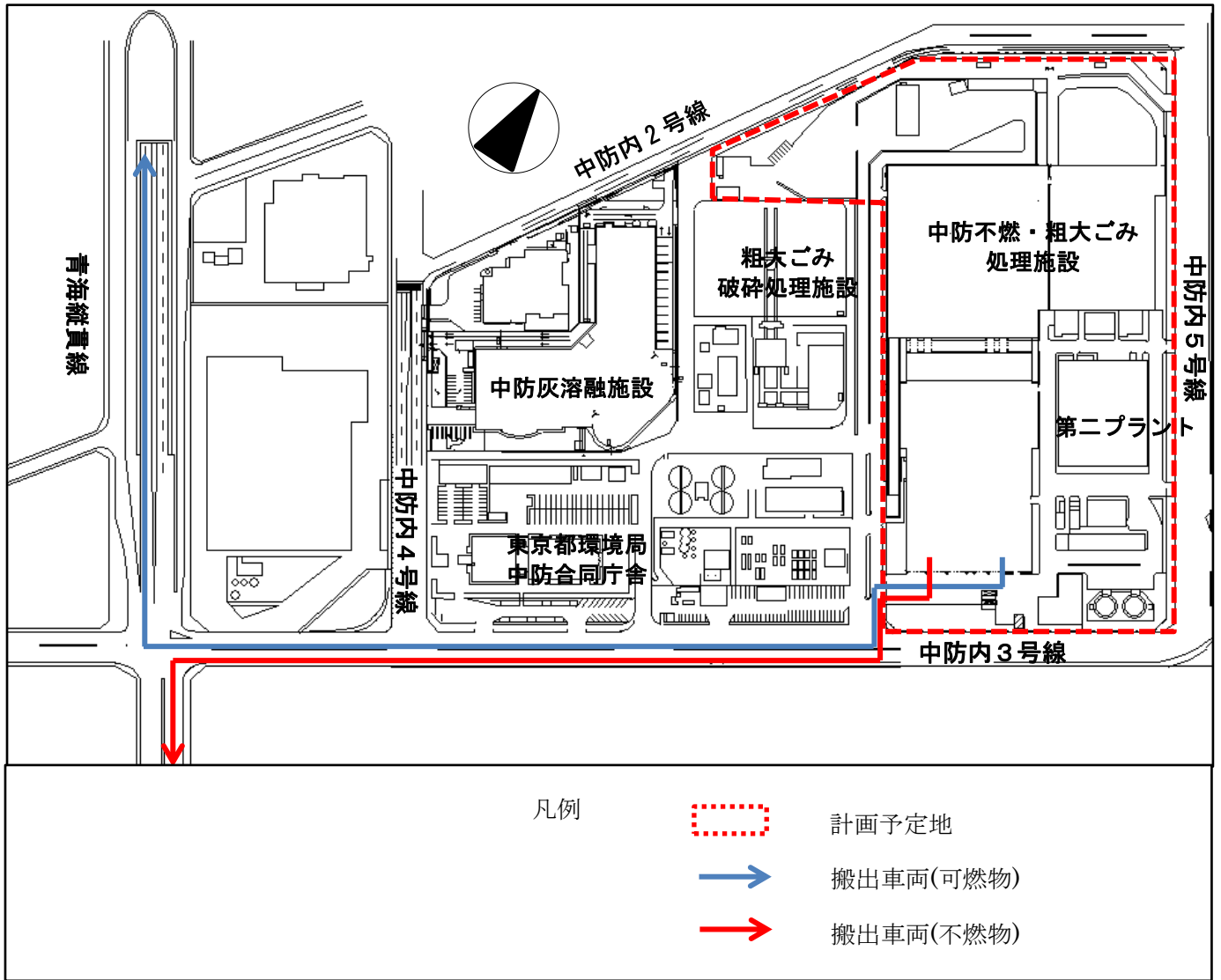
- | | |
|-----------|---|
| 1 受入・搬出設備 | (1) 受入供給設備
不燃ごみ及び粗大ごみの受入方法はヤード方式とするため、ヤード方式に対応する設備とする。 |
| | (2) 貯留搬出設備
処理後の鉄・アルミ・不燃物・可燃物の貯留搬出設備は、鉄・アルミは3日分以上、不燃物・可燃物は2日分以上の容量を確保し、搬出設備はそれぞれ系統別に設ける。 |
| 2 プラント設備 | (1) 処理設備
不燃ごみ及び粗大ごみの両方の破碎選別処理を行う設備とする。また、設備の補修期間中も施設の操業が継続できるよう、共通系処理設備を持たない互いに独立した2系統とする。 |
| 3 その他設備 | (1) 前処理設備
畳、ベッドマット、木材、道路公園ごみ及び皮革類の処理に対応する専用の設備を設置する。 |
| | (2) 汚水処理設備
汚水処理の対象範囲は、新施設、中防不燃ごみ処理センター第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設とする。 |



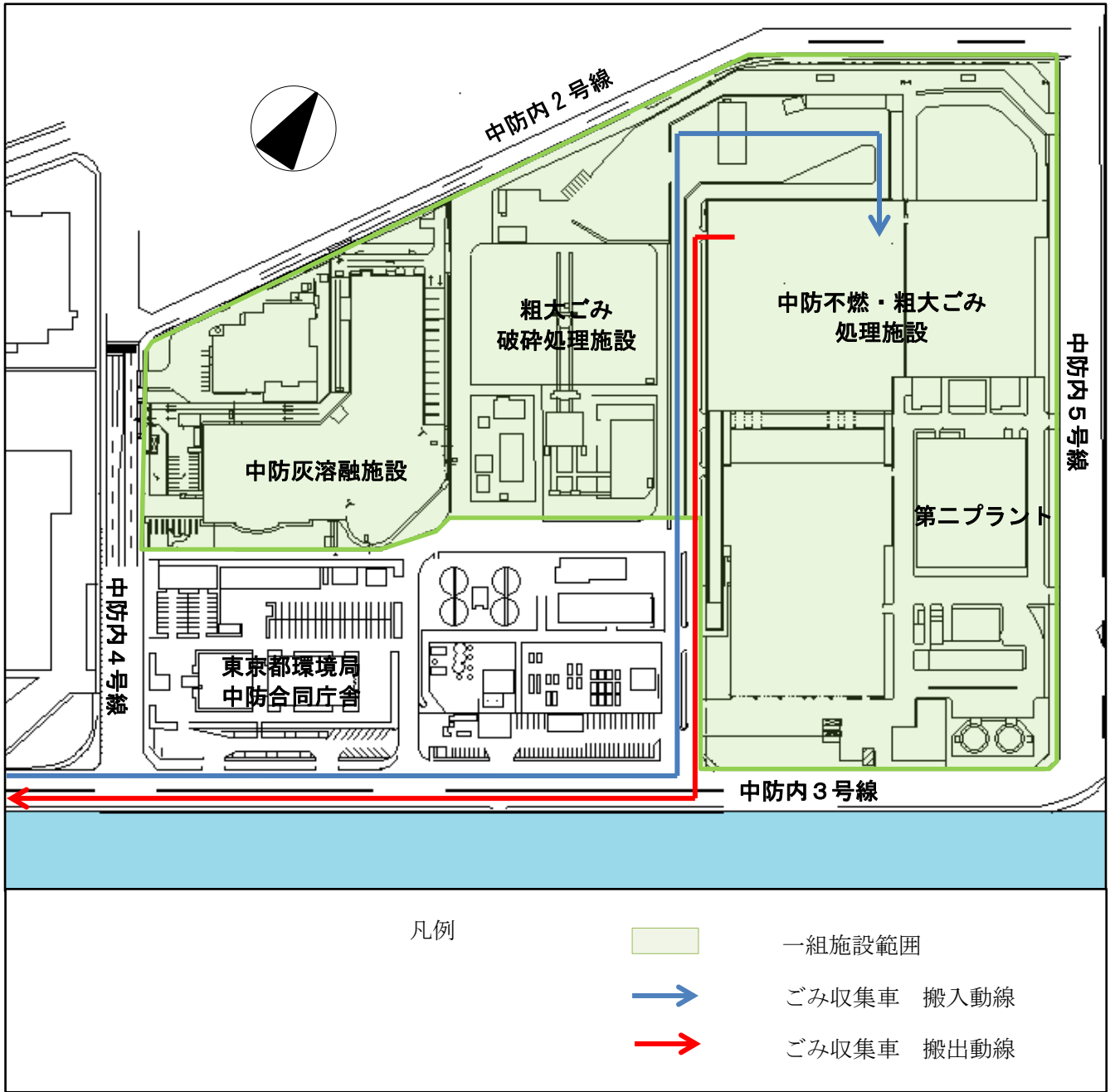
図一-1 中央防波堤内側埋立地内敷地図



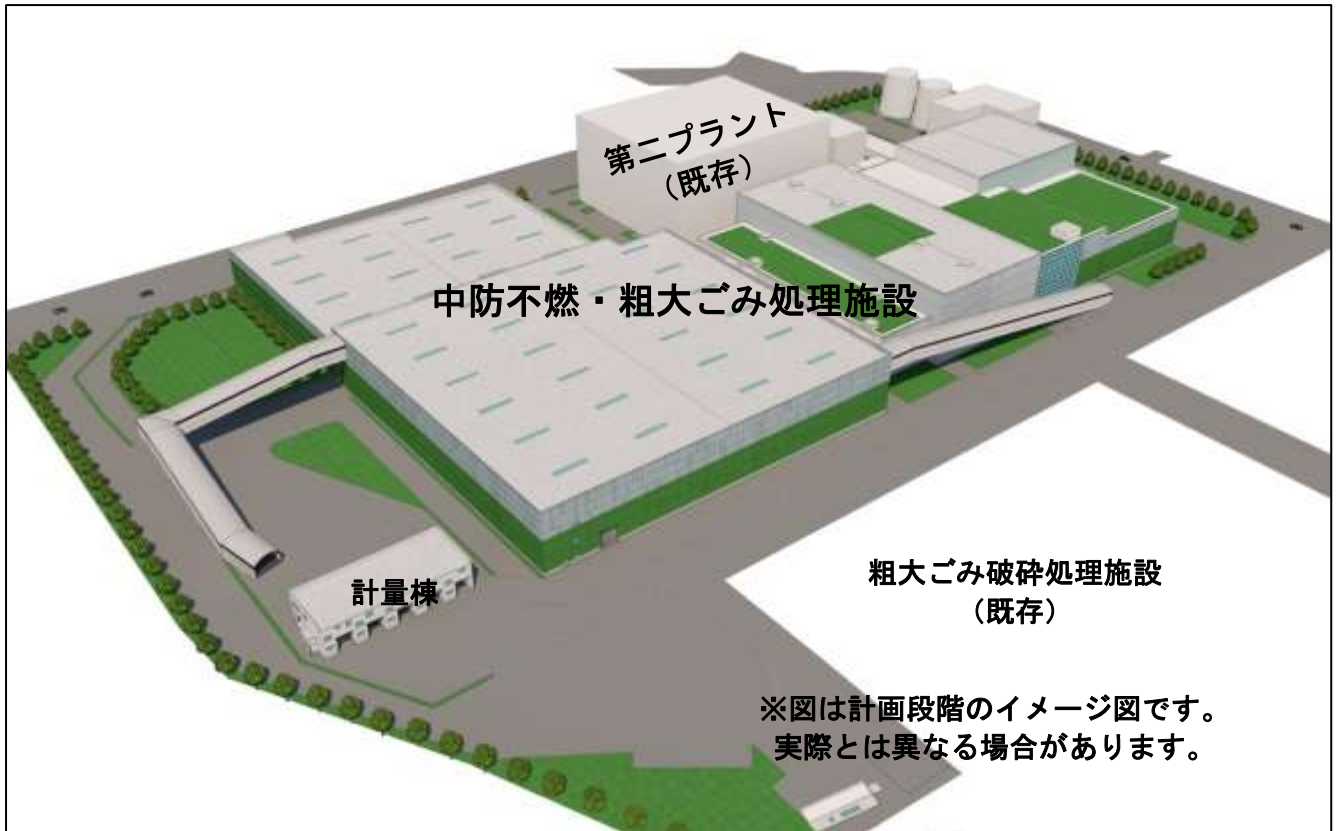
図一2 ごみ収集車両の主な走行ルート図



図一3 搬出車両等の走行ルート図



図一4 構内動線の主な走行ルート図



図ー5 外観イメージ図